



平成20年6月3日

日本ボルボ株式会社  
ボルボ・トラック・ジャパン

## 平成19年度 自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況について

自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)に基づき、当社が平成19年度(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に実施したシュレッダーダスト※1及びエアバッグ類のリサイクルとフロン類の破壊の状況を公表致します。  
引き続き使用済自動車の再資源化等の確実かつ効率的な実施のために一層の取り組みを推進しております。

### 1. シュレッダーダスト \*1

#### 1) 再資源化等契約を締結した年月日

契約締結年月日
2004年10月1日

#### 2) 再資源化(リサイクル)の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化に必要な行為を行ったシュレッダーダストについて

総重量	台数
2.209t	8台

#### 3) 収支の状況

資金管理人(財団法人自動車リサイクル促進センター)から払渡しを受けたシュレッダーダストに係わる再資源化預託金の額の総額	90,915円
シュレッダーダストに係わる再資源化に必要な行為に要した費用の総額	109,012円

※1 シュレッダーダスト:

破砕業者が、廃車ガラ(解体工程で有用部品や廃油廃液等が回収され、外枠だけの状態になった車体)をシュレッダーマシンで細かく砕き、金属を回収した後に残ったもの。帳簿では「自動車破砕残さ」

## 2. エアバッグ類

### 1) 再資源化等契約を締結した年月日

契約締結年月日
2004年10月1日

### 2) 再資源化(リサイクル)の実施状況

再資源化等により委託された再資源化等に必要な行為を行ったエアバッグ類について	(1) 重量	0 kg
	(2) 個数	2 個
	(3) (2)のうち、解体業者において取外し回収処理された個数	0 個
	(4) (2)のうち、解体業者において車上作動処理された個数	2 個
	(5) 使用済自動車の台数	1 台
	(6) (5)のうち、解体業者において取外し回収処理された使用済自動車の台数	0 台
	(7) (5)のうち、解体業者において車上作動処理された使用済自動車の台数	1 台
	(8) (5)のうち、解体業者において未作動エアバッグ類の一部を取外し回収し、残りを車上作動処理した使用済自動車の台数※2	0 台

### 3) 収支の状況

資金管理人(財団法人自動車リサイクル促進センター)から払渡しを受けたエアバッグ類に係わる再資源化預託金の額の総額	2,449円
エアバッグ類に係わる再資源化に必要な行為に要した費用の総額	1,764円

※2 一部回収一部作動処理:

ある車に搭載されたエアバッグ類のうち、一部については取り外し回収し、一部については車上作動処理することによって処理する方法。エアバッグ類の種類によって車上作動しないものがあるため、このような処理をすることがある。

## 3. フロン類

### 1) 再資源化等契約を締結した年月日

契約締結年月日
2004年10月1日

### 2) 再資源化(リサイクル)の実施状況

再資源化等により委託された破壊に必要な行為を行ったフロン類について	(1) CFCの量	0.630 kg
	(2) CFCに係わる使用済自動車の台数	1 個
	(3) HFCの量	3.265 kg
	(4) HFCに係る使用済自動車の台数	9 台

### 3) 収支の状況

資金管理人(財団法人自動車リサイクル促進センター)から払渡しを受けたフロン類に係わる再資源化預託金の額の総額	22,761円
フロン類に係わる再資源化に必要な行為に要した費用の総額	20,725円

自動車リサイクルに関する一般的なご質問は、「自動車リサイクルシステム」のホームページをご覧ください。

[よくあるご質問](#)